

下水道排水設備責任技術者および指定工事業者の新規登録を受け付けます

緑町では、平成16年度の下水道排水設備責任技術者（新規）および指定工事業者（新規）の登録の受け付けを次の要領で実施します。

新規登録を希望する方は、受付期間内に関係書類を整え役場上下水道課に提出してください。**申請書(印鑑持参)**は、**役場上下水道課にあります**ので、そことご記入ください。

● 責任技術者登録

受付期間

2月3日(火)から2月12日(木)まで

(ただし、土、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までの間)

添付書類

- ・住民票記載事項証明書または外国人登録済証明書
- ・写真(よこ2.3cm×たて3.0cm)1枚(裏に技術者番号および氏名を記入)
- ・(財)兵庫県下水道公社が発行した試験合格証の写しまたは更新講習受講修了証の写し
- ・身分証明書(成年被後見人、破産者などの場合は必要)

手数料

登録手数料10,000円(新規)

● 指定工事業者登録

(指定工事業者の役割は右図の排水設備工事の手順を参照)

受付期間

2月18日(水)から2月25日(水)まで

(ただし、土、日曜日を除く午前9時から午後5時までの間)

添付書類

- ・個人の場合は、住民票記載事項証明書、履歴書、身分証明書(成年被後見人、破産者などの場合は必要)ただし、外国人にあっては、外国人登録済証明書および履歴書
- ・法人の場合は、商業登記事項証明書、定款の写しおよび代表者に関する住民票記載事項証明書、履歴書、身分証明書
- ・営業所の平面図および写真ならびに付近見取り図
- ・専属する責任技術者の名簿および雇用関係を証する書類
- ・緑町長が交付した「責任技術者証」の写し
- ・工事の施工に必要な設備および機材を有していることを証する書類

手数料

登録手数料30,000円(新規)

<問い合わせ>

役場上下水道課・彦坂 ☎45-1767



緑町では、老人福祉センターを利用して、学童保育を実施しています。入所希望の方は、実施要綱を熟読のうえ、所定の利用申請書に記入し、緑町役場健康福祉課まで提出してください。

排水設備工事の手順

工事の申し込みから完成まで

① 改造計画を立てる。
家庭で排水設備工事をするために、よく検討して改造計画を立ててください。

② 指定工事業者を決めて申し込み
排水設備工事は町の指定業者でないと施工できません。工事業者に現地調査、設計、見積りを依頼し、施工方法などを十分検討・調整し工事の申し込みをしてください。

③ 排水設備工事確認書の提出
指定工事業者は排水設備等設置計画確認申請書を町へ提出します。申請書の作成ならびに提出については業者が代行して行いますので依頼者は内容をよく確認して押印してください。

④ 町の審査および許可
町で申請書を審査し、合格すると排水設備等設置計画確認通知書を交付します。

⑤ 工事の着手
指定工事業者は審査を受け、許可を受けた後に工事に着手します。

⑥ 完了届および使用開始届の提出
工事の完了日から5日以内に工事完了届および使用開始届を町へ提出します。

⑦ 町の工事完了検査
町、依頼者、指定業者の立会いにより検査します。

⑧ 検査済証の交付
町の完了検査に合格すると依頼者に検査済証を交付します。

⑨ 下水道使用開始
依頼者から下水道等使用開始届を町へ提出していただき、いよいよ使用できるようになります。

※工事はもちろん、完了検査までの事務手続きはすべて町指定工事業者が代行します。

児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計をともにできない児童が教育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の母や母に代わってその児童を養育している人に支給されます。父がいても極めて重度の障害がある場合には支給されません。

1. 対象となる児童



- 十八歳に達する日以降の最初の三月三十一日までの間にある児童(昭和六十年四月二日以降に生まれた児童)または二十歳未満で心身に中度(特別児童扶養手当二級に該当する程度)以上の障害がある児童が、次のいずれかに該当するとき。
- ① 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父に一年以上遺棄されている児童

2. 支給されない場合

- ① に該当しても次にあてはまる場合には手当は支給されません。
- ① 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいない場合
- ② 児童が児童福祉施設(母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く)などに入所している場合
- ③ 児童が里親に委託されている場合



- ④ 対象となる児童が母の配偶者(内縁関係、同居など婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものも含む)に養育されている場合
- ⑤ 対象となる児童が、父または母の死亡に伴い、支給される遺族基礎年金などを受け取ることができない場合
- ⑥ 対象となる児童が、障害のある父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっていない場合
- ⑦ 母、またはその児童を母に代わり養育している人が、厚生年金など公的年金を受け取ることができるときや、児童の父または母の死亡に伴い支給される遺族補償を受け取ることができない場合(ただし、国民年金の老齢福祉年金を受けている人は対象となります)



特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体または精神に障害のある児童を監護する父もしくは母または父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

1. 対象となる児童



- 二十歳未満で、身体または精神に重度障害または中度障害のある児童
- ① 手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいない場合
 - ② 児童が肢体不自由児施設や知的障害児施設などの施設に入所している場合
 - ③ 児童が障害を理由として厚生年金など公的年金を受け取ることができない場合

2. 支給されない場合



3. 認定・支給の方法



役場健康福祉課で請求の手続きをしてください。
 <問い合わせ> 役場健康福祉課・秀 ☎四五―一七六一

「たまねぎ」残さによる環境汚染の実態調査について

三原郡内は、全国的にも有名な「たまねぎ」の一大産地を形成しております。しかし、一方では山間部を中心として不適切なたまねぎ不法投棄による環境汚染が深刻化しています。つきましては、その実態調査を郡域を対象として行っていますので、山間部などで「たまねぎ残さ」が投棄されている場所をご存知の方は、役場農林商工課 ☎45-1764まで一報くださるようお願いいたします。